



## 「障害者雇用促進法改正案」の概要

5月10日「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」が衆院厚生労働委員会で全会一致で可決されました。昨年8月に発覚した障害者雇用水増し問題を受けての法整備であり、近く衆院を通過し、今国会で成立する見通しで、来年4月までの間に順次施行されていきます。

施行期日は令和2年4月1日、ただし公布の日施行分は

- ①国及び地方公共団体の責務として、自ら率先して障害者を雇用するように努めなければならないこととする。  
②厚生労働大臣又は公共職業安定所長による国及び地方公共団体に対する報告徴収の規定を設ける。  
のみ  
その他の改正案は公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日となっています。

### 障害者雇用をめぐる現状・課題と対応(改正法案の概要)

	国・地方公共団体		民間	
現状	平成30年8月 障害者の任免状況について、再点検結果を公表 平成30年10月 関係閣僚会議で「基本方針」を決定し、取組を開始 ①チェック機能の強化 ②法定雇用率の速やかな達成に向けた計画的な取組 ③国・地方公共団体における障害者の活躍の場の拡大 ④公務員の任用面での対応等		企業努力の積み重ねにより、障害者雇用は着実に進展 ・雇用者数は、15年連続で過去最高を更新 ・ハローワークにおける障害者の年間就職件数は、9年連続で増加 精神障害者や中小事業主における障害者雇用に課題 ・精神障害者の年間就職件数は増加しているが、雇用者数がまだ少ない ・精神障害者は、短時間労働者の割合が多い ・中小企業における障害者雇用が進んでいない	
課題	対象障害者の不適切計上の再発防止	精神障害者や重度障害者を含めた、障害者雇用の計画的な推進	短時間であれば就労可能な障害者等の雇用機会の確保	中小企業における障害者雇用の促進
対策	・報告徴収の規定の新設 ・書類保存の義務化 ・対象障害者の確認方法の明確化 ⇒ 適正実施勧告の規定の新設	・国等が率先して障害者を雇用する責務の明確化 ・「障害者活躍推進計画」の作成・公表の義務化 ・障害者雇用推進者・障害者職業生活相談員の選任の義務化	・週20時間未満の障害者を雇用する事業主に対する <b>特例給付金の新設</b>	・中小事業主(300人以下)の <b>認定制度の新設</b>

### 特例給付金の位置づけ

○=対象となる ×=対象とならない

週所定労働時間	雇用率制度	障害者雇用納付金 障害者雇用調整金	週20時間未満の 特例給付金
30時間以上	○	○	×
20時間以上30時間未満	○	○	×
10時間以上20時間未満	×	×	○

※特例給付金は障害者雇用納付金を財源とし、その具体的な要件や単価については、省令で規定する予定

### 認定制度とは

障害者雇用に先進的な取組を進めている事業主が社会的なメリットを受けることができるよう、障害者雇用に関する優良な中小事業主に対して認定制度が創設されます。

- 認定のメリット
- ① 自社の商品、広告等への認定マークの使用
  - ② 認定マークの使用によるダイバーシティ・働き方改革等の広報効果
  - ③ 障害のない者も含む採用・人材確保の円滑化
  - ④ 好事例の相互参照・横展開等

※優良中小事業主の認定制度に係る具体的な評価項目については、法案成立後に検討されます。